



第10章 地域別の景観形成基準等

景観法第8条第2項
第2号、第3号関係

市では、景観法に基づき本計画を定め、地域特性に応じた景観形成を推進するため、それぞれに届出対象行為及び景観形成基準を定めています。

地域ごとの景観特性を踏まえ、建築物の形態や色彩、工作物に関する事など、具体的な基準や届出要件について示しています。

10-1. 建築物等における色彩の基準

景観法第8条第3項関係

(1) 色彩基準の基本的な考え方

色彩基準は、次のような視点に立って設計しています。

- 原色に近い高彩度の色彩は避け、空や樹木、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖色系の低彩度色を基本とします。
 - 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合などについてはこれも尊重します。
- 色彩の基準は、JIS(日本工業規格)などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」により定めます。

(2) 色彩基準における面積比の考え方

建築物等の色彩は、各地域・地区の色彩の基準を踏まえるとともに、外壁見付面積*に対して色彩が以下の割合となるようにします。

① 外壁基本色

建築物の外壁の基本となる色は街並みの景観に与える影響が大きいため、外壁各見付面積の4/5（80%）以上は、色彩基準の外壁基本色の範囲内の色彩とします。

② 外壁強調色

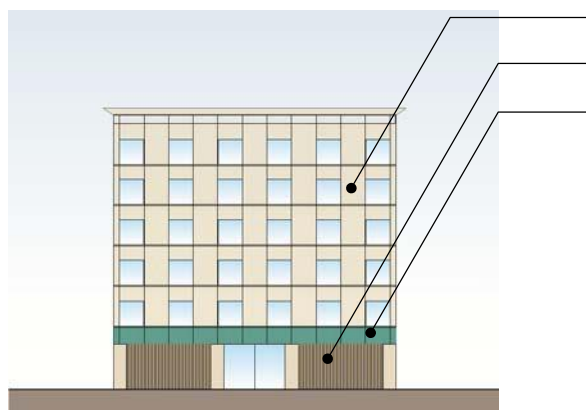
外壁に表情をつける場合など、外壁各見付面積の1/5（20%）以下は、色彩基準の強調色の範囲内の色彩を用いることができます。

③ アクセント色

外壁各見付面積の1/20（5%）以下は、強調色のほかにアクセント色を主に建築物中低層部(1～3階)の外壁に用いることができます。強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の1/5（20%）以下とします。なお、アクセント色は、外壁基本色及び外壁強調色で使用可能な色彩以外の範囲を指します。

④ 屋根色

勾配屋根は、屋根色の基準に適合した色彩とします。通常、道路や公園等の公共空間から望見できない陸屋根には屋根色の基準は適用しませんが、建物上方からの見え方に配慮し、街並みに馴染む落ち着いた色彩とします。



① 外壁基本色(外壁各見付面積の4/5(80%)以上)

② 外壁強調色(外壁各見付面積の1/5(20%)以下)

③ アクセント色(外壁各見付面積の1/20(5%)以下)

②外壁強調色のほかに、アクセント色を主に建築物の1～3階の外壁に用いることができる。

なお、強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の1/5（20%）以下とする。

※見付面積：建築物の各面を正面から見た時に見える面積（鉛直投影面積）。

(3) 色彩基準の例外

次のような場合については、景観審議会などの意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。

- ・ 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- ・ 石材などの地域固有の自然素材（自然石のほか、質感の豊かなタイルやレンガ、木材など）を使用する場合
- ・ 橋りょう等で市民となじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの
- ・ その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画

(4) 色彩基準の数値について

景観計画の色彩基準では、建築物等の色彩を客観的かつ正確に表すため、マンセル表色系によるマンセル記号を用いています。マンセル表色系とは、色彩について「色相」「明度」「彩度」の3つの属性を組み合わせて表現するものです。

①色相

色相とは色合いを表します。

色相は、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10種の基本色で構成しています。また、色が赤(R)から黄赤(YR)へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を示す記号(R)の前に0から10の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表現します。なお、0Rは10RPと同じ色を示し、10Rは0YRと同じ色を示します。

0R(=10RP) → 1R → 2R → 3R → 4R → 5R → 6R → 7R → 8R → 9R → 10R(=0YR)。

②明度

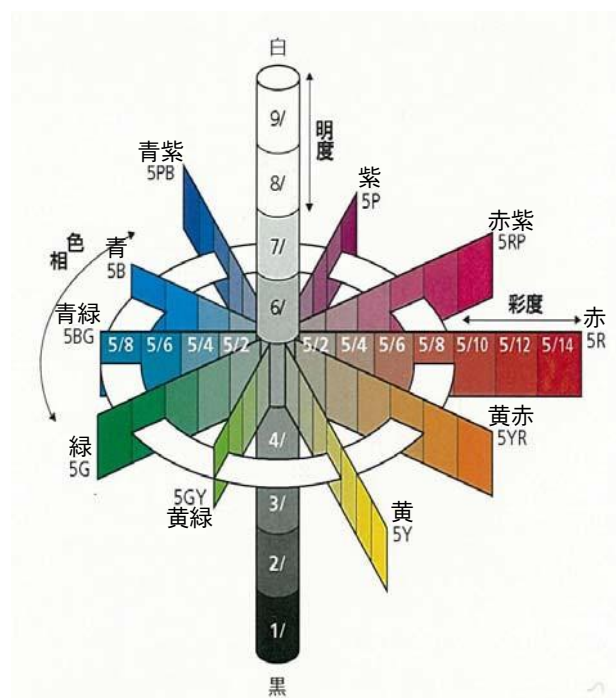
明度とは明るさを表します。

色の明るさを最低明度である黒の0から、最高明度である白の10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

③彩度

彩度とは色の鮮やかさを示します。

色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す0から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。なお、表現できる最高彩度は色により限界があるため、色相ごとの彩度の最高尺度は異なります。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。

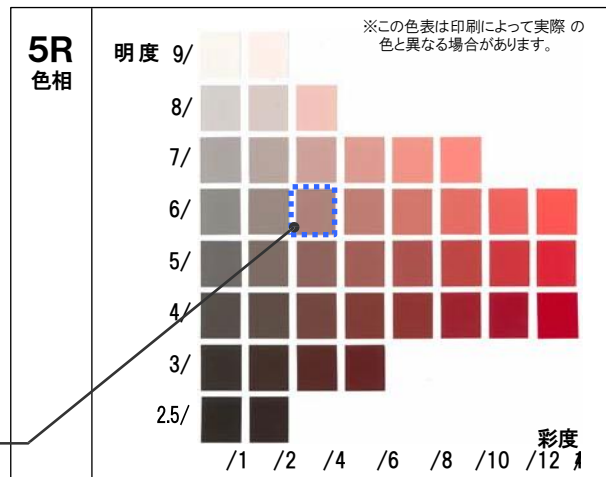


■マンセル記号の見方

マンセル記号は、「色相 明度/彩度」の順に書き、例えば「5 R 6 / 4」は、「5アール6の4」と読みます。

なお、彩度が0、明度が9のほぼ白色に近い無彩色は、「N 9.0」と表し、「エヌ9の0」と読みます。

ごアール ろく の よん
5 R 6 / 4
 色相 明度 彩度



<参考:色彩基準のイメージ>

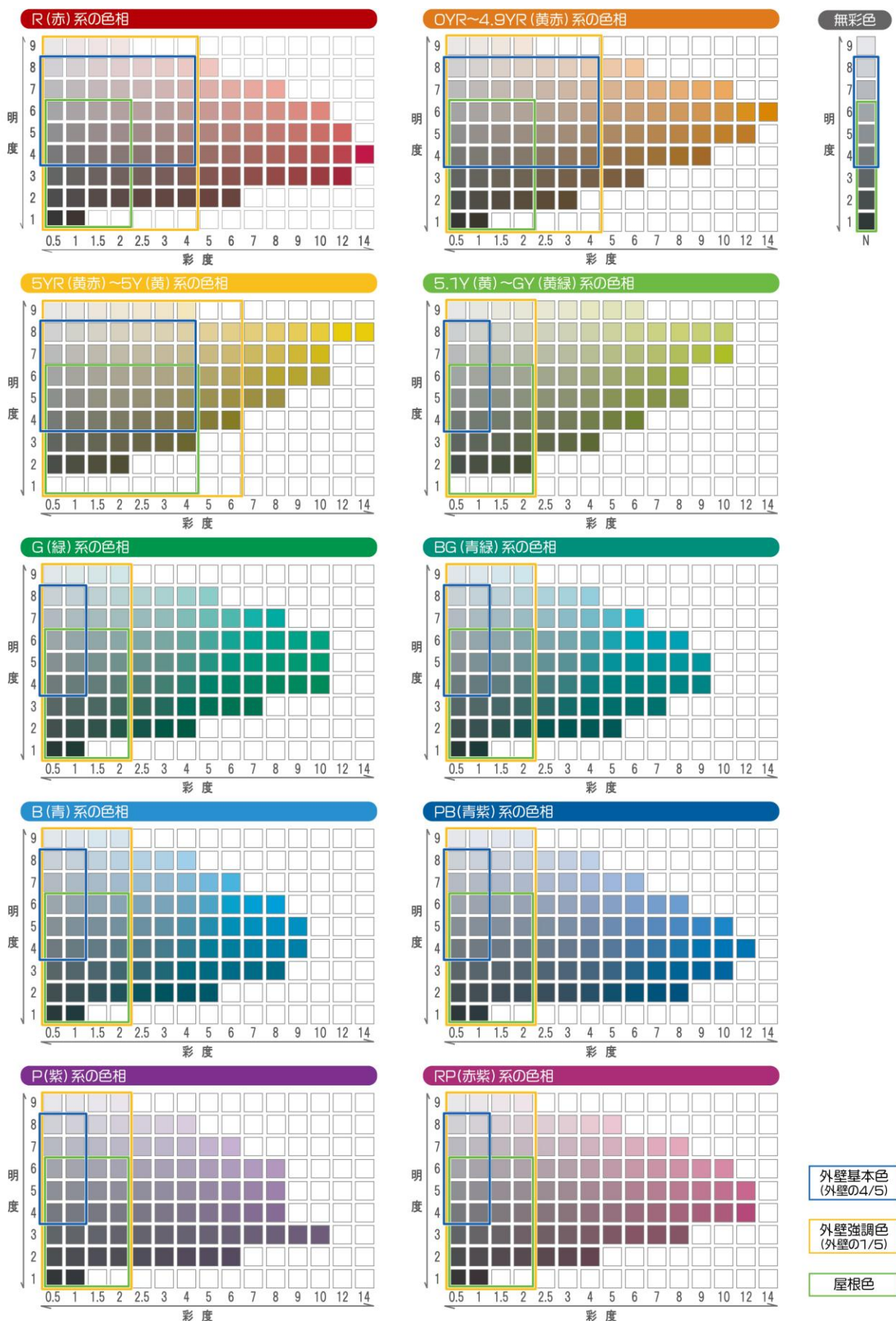
■一般地域の外壁基本色の基準(「10-4② 一般地域の景観形成基準」より抜粋) マンセル値による色彩基準

色相	明度	彩度
0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
	8.5以上	2以下
その他 ※N(無彩色)を除く	4以上8.5未満	2以下
	8.5以上	1以下
N(無彩色)	4以上8.5未満	-

建築物等の色彩基準による使用可能色の範囲を、マンセル表色系の色票集に沿って示すと、次頁以降のとおりとなります。

建築物等の色彩基準による使用可能色の範囲

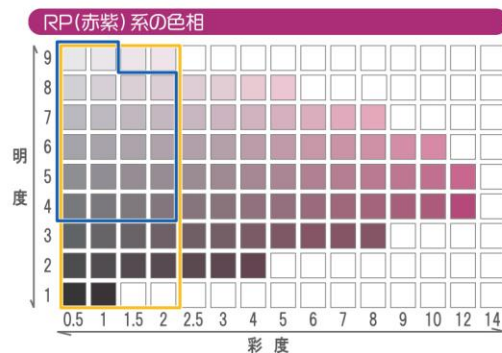
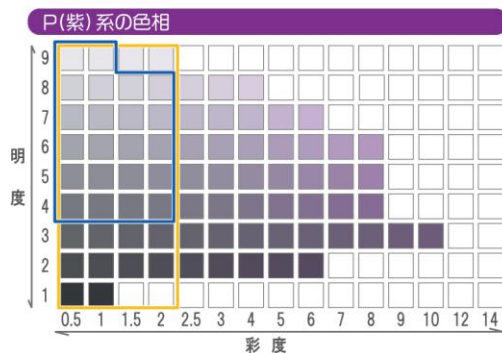
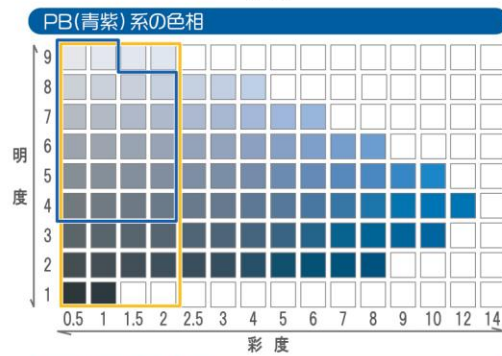
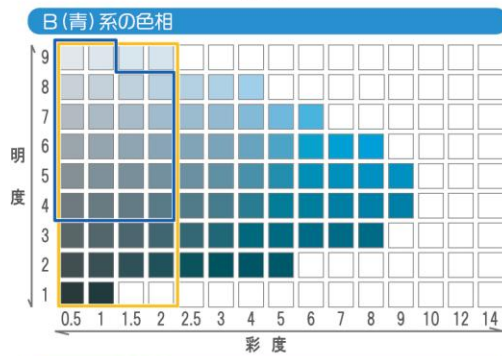
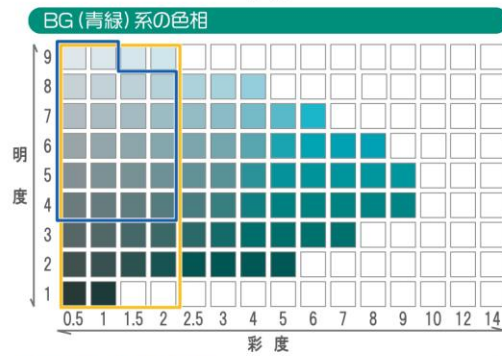
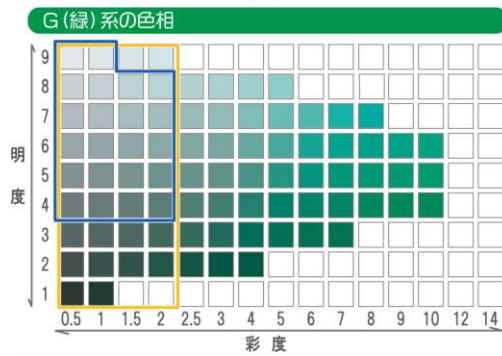
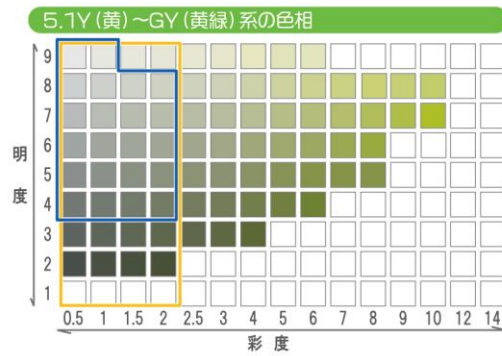
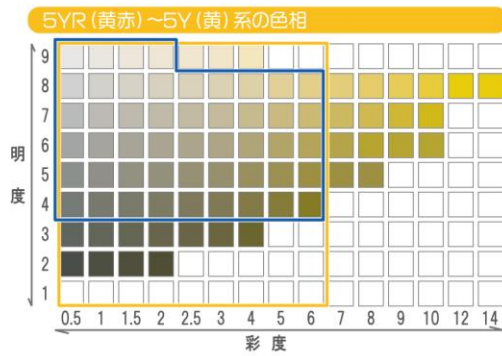
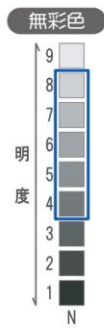
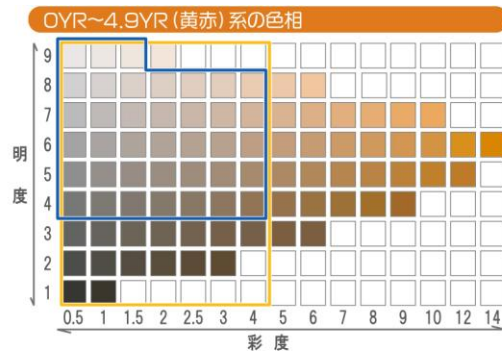
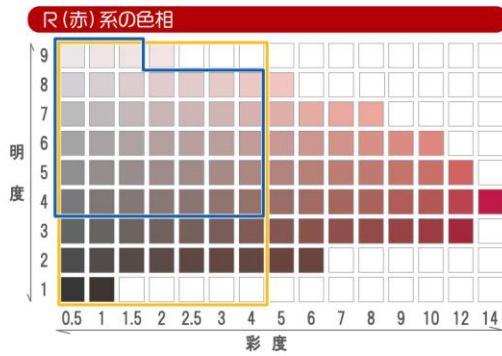
■ 深大寺通り周辺景観形成重点地区、国分寺崖線景観形成重点地区



※できる限り正確な色再現を心がけましたが、実際のマンセル値と図版の色彩が異なる場合があります。

景観形成重点地区における色彩基準による使用可能色の範囲

■一般地域、景観形成推進地区



外壁基本色
(外壁の4/5)

外壁強調色
(外壁の1/5)

※できる限り正確な色再現を心がけましたが、実際のマンセル値と図版の色彩が異なる場合があります。
一般地域、景観形成推進地区における色彩基準による使用可能色の範囲

10-2. 景観形成重点地区

(1) 深大寺通り周辺景観形成重点地区

① 届出対象行為

景観法第16条第1項関係

届出対象行為

行為	規模（以下のいずれかに該当するもの）
建築物の新築等	全ての行為
工作物 ^{※1} の新設等	全ての行為
開発行為	開発区域の面積が500㎡以上
土石の堆積等	造成面積が500㎡以上

※1：工作物とは、建築基準法施行令第138条等に規定されるもののうち、一定のものとしします。

② 景観形成基準

景観法第8条第2項第2号関係

良好な景観を形成するため、建築物の新築等や工作物の新設等をはじめ、開発行為等を行おうとする際に遵守する内容（景観形成基準）を以下に示します。



■ 建築物の新築等

景観形成基準

項目	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国分寺崖線の緑の景観が連続するような配置とする。 ・ 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・ 敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。 ・ 住宅に附属する車庫、物置や建築設備等は、通りから見えにくい位置に配置するように努める。やむを得ず通りに面する場合は、植栽や目隠しなどによって、目立たせないようにする。 ・ 深大寺通り、寺前通り、参道の沿道にはオープンスペースを配置するなど、ゆとりの演出を図るとともに、隣接する建築物の壁面の位置などに配慮する。
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さは、崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に崖線の樹木に隣接する敷地では崖線の低地部から見たときに、崖線の台地部の樹木の最高高さを超えないよう工夫する。 ・ 周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮し、国分寺崖線の景観との一体性や調和を図る。 ・ 深大寺通り、寺前通り、参道からの見え方に配慮し、周辺樹林や街並みとの調和を図る。
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、国分寺崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図る。 ・ 外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 ・ 屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 ・ 建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。

項目	景観形成基準					
形態・意匠・ 色彩	・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。					
	色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色（勾配屋根）	
		明度	彩度	彩度	明度	彩度
	0R～4.9YR	4以上 8.5未満	4以下	4以下	6以下	2以下
	5.0YR～5.0Y			6以下		4以下
その他 ^{※1}	1以下		2以下	2以下		
N（無彩色）	-		-	-		
※1：色相「その他」に該当するもののうち、「N（無彩色）」は除く。 ※2：外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択 ※3：外壁各面の1/5以下で使用可能						
〈色彩の留意事項〉 ・外壁各面の見付面積 [※] の5%以下で、かつ主に建築物の中低層部（1～3階）で用いる場合は、外壁強調色の基準に従うことなく、アクセントとなる色を用いることができる。 ・外壁面に屋外広告物、手すり、フレームサッシ等を設置している場合は、外壁面に含む。 ・屋根面（特に勾配屋根）に屋外設備等を設置した場合、屋根色に該当するものとする（屋根等に設置した太陽光パネル等を含む）。						
公開空地・ 外構・緑化等	・国分寺崖線への日照や開放感のある視界を確保するよう配慮して、オープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。 ・敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。 ・緑化に当たっては、在来種など崖線の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ・敷地内に湧水などの水辺がある場合は、これらを生かした空間を形成するとともに保全を図る。 ・夜間の景観を落ち着きあるものにするため、宅地部や田園部の閑静な街並みでは、過度な照明を使用しない。 ・外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 ・敷地周辺に柵、塀や門を設置する場合には、生垣や竹垣、板塀などの自然素材などを用い、自然環境や街並みに配慮する。 ・駐車場の周囲は、車の出入りや歩行者の安全性に配慮しつつ、積極的に緑化を行う。					

※見付面積：建築物の各面を正面から見た時に見える面積（鉛直投影面積）。

■工作物の新設等

景観形成基準

項目	景観形成基準														
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設（道路・河川・公園）から眺望できるような配置とする。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。 														
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、崖線の台地部の高さから著しく突出した高さの工作物は避ける。 ・崖線の低地部から崖線の緑が眺望できるような配置や規模とし、崖線の連続性を確保する。 ・通りの歩行者に圧迫感を与えないように配慮する。 														
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・崖線の低地部から見たときに、崖線の緑や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。^{※1} <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">外壁基本色</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0R～4.9YR</td> <td rowspan="3">4以上 8.5未満</td> <td rowspan="2">4以下</td> </tr> <tr> <td>5.0YR～5.0Y</td> </tr> <tr> <td>その他^{※2}</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：他の法令等で使用する色彩が定められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。</p> <p>※2：色相「その他」に該当するもののうち、「N（無彩色）」は除く。</p>	色相	外壁基本色		明度	彩度	0R～4.9YR	4以上 8.5未満	4以下	5.0YR～5.0Y	その他 ^{※2}	1以下	N（無彩色）	4以上8.5未満	－
色相	外壁基本色														
	明度	彩度													
0R～4.9YR	4以上 8.5未満	4以下													
5.0YR～5.0Y															
その他 ^{※2}		1以下													
N（無彩色）	4以上8.5未満	－													
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地部や田園部の閑静な街並み、崖線の低地部から視界に入る場所では、過度な照明を使用しない。 ・緑化に当たっては、在来種など崖線の植生に適した樹種を選定し、崖線の景観形成に寄与するとともに、植樹は、崖線の台地側から見たときに工作物への視界を遮るような配置とする。 ・敷地内や屋上・壁面の緑化を推進し、緑豊かで落ち着いた景観形成を図る。 														

■開発行為

景観形成基準

項目	景観形成基準
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地内外の緑が、崖線、周辺市街地の緑、公園や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。 ・事業地に設置するオープンスペースは、崖線の緑と連続する配置とする。 ・事業地内や周辺に寺社や記念碑などの歴史的な資源や樹木などの残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。 ・区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。
造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・崖線の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面等が出現しないようにする。 ・擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の景観との調和を図り、潤いのある空間を創出する。 ・緑化に当たっては、在来種など崖線の植生に調和した樹種を選定する。

■土石の堆積等

景観形成基準

項目	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置に堆積させるか、あるいは可能な限り後退させるよう努める。
遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から堆積物が容易に見えないよう敷地外周部に遮蔽措置を講じるよう努める。 ・遮蔽物は、周囲の街並みや自然景観との調和に配慮したものとするよう努める。

(2)国分寺崖線景観形成重点地区

景観法第16条第1項関係

①届出対象行為

■建築物の新築等

届出対象行為

行為	規模（以下のいずれかに該当するもの）
A.新築、改築、移転	・高さ10m以上 ・延べ面積500㎡以上
B.増築	・増築後の高さが10m以上となるもの ・増築後の延べ面積が500㎡以上となるもの
C.外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更 ※同色への塗り替えを含む	・高さ10m以上 ・延べ面積500㎡以上

■工作物の新設等

届出対象行為

行為	規模（以下のいずれかに該当するもの）
A.新設、改築、移転	—
a.煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、 物見塔その他これらに類するもの	・高さ10m以上
b.擁壁	・全てのもの
c.昇降機、ウォーターシュート、 コースターその他これらに類するもの（回転運動遊戯施設を含む）	・高さ10m以上 ・築造面積1,000㎡以上
d.製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、 自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	・高さ10m以上 ・築造面積1,000㎡以上
e.墓園その他これに類するもの	・区域面積が500㎡以上
B.増築	・増築後の規模が「新設、改築、移転」のいずれかに該当するもの
C.外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更 ※同色への塗り替えを含む	・「新設、改築、移転」に規定する規模

■開発行為

届出対象行為

行為	規模
開発行為	・開発区域の面積が500㎡以上

■土石の堆積等

届出対象行為

行為	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の 掘採その他土地の形質の変更	・造成面積が500㎡以上
屋外における土石・廃棄物・ 再生資源・その他の物件の堆積	・造成面積が500㎡以上

②景観形成基準

景観法第8条第2項第2号関係

■建築物の新築等

景観形成基準

項目	景観形成基準																												
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺崖線の緑の景観が連続するような配置とする。 ・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。 																												
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは、崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に崖線の樹木に隣接する敷地では崖線の低地部から見たときに、崖線の台地の樹木の最高高さを超えないよう工夫する。 ・周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮し、国分寺崖線の景観との一体性や調和を図る。 																												
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、国分寺崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図る。 ・外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 ・屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">外壁基本色^{※2}</th> <th>外壁強調色^{※3}</th> <th colspan="2">屋根色（勾配屋根）</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0R～4.9YR</td> <td rowspan="4">4以上</td> <td rowspan="4">4以下</td> <td>4以下</td> <td rowspan="4">6以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>5.0YR～5.0Y</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他^{※1}</td> <td>1以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：色相「その他」に該当するもののうち、「N（無彩色）」は除く。 ※2：外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択 ※3：外壁各面の1/5以下で使用可能</p> <p>〈色彩の留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁各面の見付面積[※]の5%以下で、かつ主に建築物の中低層部（1～3階）で用いる場合は、外壁強調色の基準に従うことなく、アクセントとなる色を用いることができる。 ・外壁面に屋外広告物、手すり、フレームサッシ等を設置している場合は、外壁面に含む。 ・屋根面（特に勾配屋根）に屋外設備等を設置した場合、屋根色に該当するものとする（屋根等に設置した太陽光パネル等を含む）。 	色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色（勾配屋根）		明度	彩度	彩度	明度	彩度	0R～4.9YR	4以上	4以下	4以下	6以下	2以下	5.0YR～5.0Y	6以下	4以下	その他 ^{※1}	1以下	2以下	2以下	N（無彩色）	—	—	—
色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色（勾配屋根）																									
	明度	彩度	彩度	明度	彩度																								
0R～4.9YR	4以上	4以下	4以下	6以下	2以下																								
5.0YR～5.0Y			6以下		4以下																								
その他 ^{※1}			1以下		2以下	2以下																							
N（無彩色）			—		—	—																							
公開空地・外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺崖線への日照や開放感のある視界を確保するよう配慮して、オープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。 ・敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。 ・緑化に当たっては、在来種など崖線の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ・敷地内に湧水などの水辺がある場合は、これらを生かした空間を形成するとともに保全を図る。 ・夜間の景観を落ち着きあるものにするため、宅地部や田園部の閑静な街並みでは、過度な照明を使用しない。 ・外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 																												

※見付面積：建築物の各面を正面から見た時に見える面積（鉛直投影面積）。

■工作物の新設等

景観形成基準

項目	景観形成基準															
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設（道路・河川・公園）から眺望できるような配置とする。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。 															
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、崖線の台地部の高さから著しく突出した高さの工作物は避ける。 ・崖線の低地部から崖線の緑が眺望できるような配置や規模とし、崖線の連続性を確保する。 															
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・崖線の低地部から見たときに、崖線の緑や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。^{※1} <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">外壁基本色</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0R～4.9YR</td> <td rowspan="3">4以上8.5未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>5.0YR～5.0Y</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他^{※2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：他の法令等で使用する色彩が定められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。</p> <p>※2：色相「その他」に該当するもののうち、「N（無彩色）」は除く。</p>	色相	外壁基本色		明度	彩度	0R～4.9YR	4以上8.5未満	4以下	5.0YR～5.0Y	1以下	その他 ^{※2}		N（無彩色）	4以上8.5未満	－
色相	外壁基本色															
	明度	彩度														
0R～4.9YR	4以上8.5未満	4以下														
5.0YR～5.0Y		1以下														
その他 ^{※2}																
N（無彩色）	4以上8.5未満	－														
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地部や田園部の閑静な街並み、崖線の低地部から視界に入る場所では、過度な照明を使用しない。 ・緑化に当たっては、在来種など崖線の植生に適した樹種を選定し、崖線の景観形成に寄与するとともに、植樹は、崖線の台地側から見たときに工作物への視界を遮るような配置とする。 ・敷地内や屋上・壁面の緑化を推進し、緑豊かで落ち着いたある景観形成を図る。 															

■開発行為

景観形成基準

項目	景観形成基準
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地内外の緑が、崖線、周辺市街地の緑、公園や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。 ・事業地に設置するオープンスペースは、崖線の緑と連続する配置とする。 ・事業地内や周辺に寺社や記念碑などの歴史的な資源や樹木などの残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。 ・区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 ・農地に隣接する場合は、緑がつながるよう、オープンスペースを設けるよう計画する。
造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・崖線の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面等が出現しないようにする。 ・擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の景観との調和を図り、潤いのある空間を創出する。 ・緑化に当たっては、在来種など崖線の植生に調和した樹種を選定する。

■土石の堆積等

景観形成基準

項目	景観形成基準
配置	・道路等の公共空間から見えにくい位置に堆積させるか、あるいは可能な限り後退させるよう努める。
遮蔽	・道路等の公共空間から堆積物が容易に見えないよう敷地外周部に遮蔽措置を講じるよう努める。 ・遮蔽物は、周囲の街並みや自然景観との調和に配慮したものとするよう努める。

10-3. 景観形成推進地区

(1)「水」の景観形成推進地区

①届出対象行為

景観法第16条第1項関係

■建築物の新築等

届出対象行為

行為	規模（以下のいずれかに該当するもの）
A.新築、改築、移転	・高さ20m以上 ・延べ面積3,000㎡以上
B.増築	・増築後の高さが20m以上となるもの ・増築後の延べ面積が3,000㎡以上となるもの
C.外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更 ※同色への塗り替えを含む	・高さ20m以上 ・延べ面積3,000㎡以上

■工作物の新設等

届出対象行為

行為	規模（以下のいずれかに該当するもの）
A.新設、改築、移転	—
a.煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、 物見塔その他これらに類するもの	・高さ20m以上 ・建築物と一体となって設置されるものは、工作物の高さが10m以上、かつ 地盤面から当該工作物の上端までの高さが20m以上
b.擁壁	・全てのもの
c.昇降機、ウォーターシュート、 コースターその他これらに類するもの（回転運動遊戯施設を含む）	・高さ20m以上 ・築造面積3,000㎡以上
d.製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、 自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	・高さ20m以上 ・築造面積3,000㎡以上
B.増築	・増築後の規模が「新設、改築、移転」のいずれかに該当するもの
C.外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更 ※同色への塗り替えを含む	・「新設、改築、移転」に規定する規模

■開発行為

届出対象行為

行為	規模
開発行為	・開発区域の面積が3,000㎡以上

②景観形成基準

景観法第8条第2項第2号関係

■建築物の新築等

景観形成基準(「水」の景観形成推進地区)

項目	景観形成基準																																		
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、河川沿いの広がりのある空間や周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・敷地内に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。 ・建築物に付帯する屋外の階段や設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に配置するように努める。 ・道路等の公共空間側にオープンスペースを設ける。 ・河川側に建築物の顔を向けるなど河川に配慮した配置とする。 ・河川や河川沿いの道路に面する場合は、散策路において歩行者が水辺を楽しめるよう、水辺側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置に配慮する。 																																		
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺からの見え方に配慮し、周囲の建築物との調和を図る。 ・河川堤防、橋や水上等からの見え方に配慮する。 																																		
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、河川沿いの広がりや緑豊かな景観、また周辺の建築物等との調和を図る。 ・屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。 ・長大な壁面は分割、分節するなど、単調さや圧迫感を与えない工夫を行う。 ・地域特性を踏まえ、水辺景観に配慮した素材を活用する。特に光沢性のある素材や反射光の生じる素材は、周辺への影響に配慮し使用方法を工夫する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">外壁基本色^{※2}</th> <th>外壁強調色^{※3}</th> <th rowspan="2">屋根色 (勾配屋根)</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0R~4.9YR</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>4以下</td> <td rowspan="2">4以下</td> <td rowspan="6">屋根面の立ち上がりを含めて面積割合を算出する。</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.0YR~5.0Y</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>6以下</td> <td rowspan="2">6以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他^{※1}</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>2以下</td> <td rowspan="2">2以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：色相「その他」に該当するもののうち、「N(無彩色)」は除く。 ※2：外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択 ※3：外壁各面の1/5以下で使用可能</p> <p>〈色彩の留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁各面の見付面積[※]の5%以下で、かつ主に建築物の中低層部(1~3階)で用いる場合は、外壁強調色の基準に従うことなく、アクセントとなる色を用いることができる。 ・外壁面に屋外広告物、手すり、フレームサッシ等を設置している場合は、外壁面に含む。 ・屋根面(特に勾配屋根)に屋外設備等を設置した場合、屋根色に該当するものとする(屋根等に設置した太陽光パネル等を含む)。 				色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色 (勾配屋根)	明度	彩度	彩度	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	4以下	屋根面の立ち上がりを含めて面積割合を算出する。	8.5以上	1.5以下	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	6以下	8.5以上	2以下	その他 ^{※1}	4以上8.5未満	2以下	2以下	8.5以上	1以下	N(無彩色)	4以上8.5未満	-	-
色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色 (勾配屋根)																															
	明度	彩度	彩度																																
0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	4以下	屋根面の立ち上がりを含めて面積割合を算出する。																															
	8.5以上	1.5以下																																	
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	6以下																																
	8.5以上	2以下																																	
その他 ^{※1}	4以上8.5未満	2以下	2以下																																
	8.5以上	1以下																																	
N(無彩色)	4以上8.5未満	-	-																																
公開空地・外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の街路樹や公園等の緑と連続させる。また、屋上緑化や壁面緑化を積極的に行う。 ・緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の街路樹や公園等の緑との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ・外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 ・隣接するオープンスペースとの連続性を確保し、オープンスペースは積極的に緑化に努める。 ・水辺の魅力を向上させる効果的な照明を活用する。 																																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・光の拡散するネオン、液晶パネル等の使用を控える ・水辺景観の魅力を向上させる効果的な夜間景観の演出を図る。 																																		

※見付面積：建築物の各面を正面から見た時に見える面積(鉛直投影面積)。

■工作物の新設等

景観形成基準(「水」の景観形成推進地区)

項目	景観形成基準																					
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。 																					
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感を与えないよう、長大な壁面の設置は避ける。 ・河川堤防、橋や水上等からの見え方に配慮する。 																					
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周辺の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。^{※1} <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0R~4.9YR</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.0YR~5.0Y</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他^{※2}</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：他の法令等で使用する色彩が定められているもの、線材で構成されるなど壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。 ※2：色相「その他」に該当するもののうち、「N(無彩色)」は除く。</p>	色相	明度	彩度	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	8.5以上	1.5以下	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	8.5以上	2以下	その他 ^{※2}	4以上8.5未満	2以下	8.5以上	1以下	N(無彩色)	4以上8.5未満	—
色相	明度	彩度																				
0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下																				
	8.5以上	1.5以下																				
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下																				
	8.5以上	2以下																				
その他 ^{※2}	4以上8.5未満	2以下																				
	8.5以上	1以下																				
N(無彩色)	4以上8.5未満	—																				
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁はできる限り自然素材を使用するか、緑化と併用するなどの工夫を行い、周辺環境と調和に配慮する。 ・敷地内で接道面等の視認性の高い場所では、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。 ・緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る。 																					

■開発行為

景観形成基準(「水」の景観形成推進地区)

項目	景観形成基準
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地内は、周囲のオープンスペースや樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。 ・事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。 ・区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 ・事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区毎にまとまりのある計画とする。 ・電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置したりするなどの工夫をする。
造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 ・擁壁や法面では、壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内で接道面等の視認性の高い場所では、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。 ・緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る。

(2)「道」の景観形成推進地区

①届出対象行為

景観法第16条第1項関係

「水」の景観形成推進地区と同じです。(P122を参照)

②景観形成基準

景観法第8条第2項第2号関係

■建築物の新築等

景観形成基準(「道」の景観形成推進地区)

項目	景観形成基準																																		
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・敷地内に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。 ・建築物に付帯する屋外の階段や設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に配置するように努める。 ・道路等の公共空間側にオープンスペースを設ける。 ・道路等の公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 																																		
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺からの見え方に配慮し、周囲の建築物との調和を図る。 ・周囲の建築物の規模やそれらが形成しているスカイラインとの調和を図る。 																																		
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、隣り合った建築物や周辺の街並みとの調和を図る。 ・屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。 ・長大な壁面は分割、分節するなど、単調さや圧迫感を与えない工夫を行う。 ・地域特性を踏まえ、周辺景観に配慮した素材を活用する。特に光沢性のある素材や反射光の生じる素材は、周辺への影響に配慮し使用方法を工夫する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">外壁基本色^{※2}</th> <th>外壁強調色^{※3}</th> <th rowspan="2">屋根色 (勾配屋根)</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0R~4.9YR</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>4以下</td> <td rowspan="2">4以下</td> <td rowspan="6">屋根面の立ち上がり を外壁に含めて 面積割合を算出する。</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.0YR~5.0Y</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>6以下</td> <td rowspan="2">6以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他^{※1}</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>2以下</td> <td rowspan="2">2以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：色相「その他」に該当するもののうち、「N(無彩色)」は除く。 ※2：外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択 ※3：外壁各面の1/5以下で使用可能</p> <p>〈色彩の留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁各面の見付面積[※]の5%以下で、かつ主に建築物の中低層部(1~3階)で用いる場合は、外壁強調色の基準に従うことなく、アクセントとなる色を用いることができる。 ・外壁面に屋外広告物、手すり、フレームサッシ等を設置している場合は、外壁面に含む。 ・屋根面(特に勾配屋根)に屋外設備等を設置した場合、屋根色に該当するものとする(屋根等に設置した太陽光パネル等を含む)。 				色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色 (勾配屋根)	明度	彩度	彩度	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	4以下	屋根面の立ち上がり を外壁に含めて 面積割合を算出する。	8.5以上	1.5以下	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	6以下	8.5以上	2以下	その他 ^{※1}	4以上8.5未満	2以下	2以下	8.5以上	1以下	N(無彩色)	4以上8.5未満	—	—
色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色 (勾配屋根)																															
	明度	彩度	彩度																																
0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	4以下	屋根面の立ち上がり を外壁に含めて 面積割合を算出する。																															
	8.5以上	1.5以下																																	
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	6以下																																
	8.5以上	2以下																																	
その他 ^{※1}	4以上8.5未満	2以下	2以下																																
	8.5以上	1以下																																	
N(無彩色)	4以上8.5未満	—	—																																
公開空地・外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の街路樹や公園等の緑と連続させる。また、屋上緑化や壁面緑化を積極的に行う。 ・緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の街路樹や公園等の緑との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ・外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 ・中心市街地をはじめ鉄道駅周辺や主要道路沿道では、周辺の環境に応じた夜間照明を行う。一方、住宅地では建築物等を照らす過度な照明は控える。 ・隣接するオープンスペースとの連続性を確保し、オープンスペースは積極的に緑化に努める。 																																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地などを除き、光の拡散するネオン、液晶パネル等の使用を控える。 																																		

※見付面積：建築物の各面を正面から見た時に見える面積(鉛直投影面積)。

■工作物の新設等

景観形成基準(「道」の景観形成推進地区)

項目	景観形成基準		
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。 		
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感を与えないよう、長大な壁面の設置は避ける。 ・周囲の建築物との調和を図り、著しく突出した高さとならないよう努める。 ・沿道からの見え方に配慮し、周辺の街並みとの調和を図る。 		
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周辺の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。^{※1} 		
	色相	明度	彩度
	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
		8.5以上	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
		8.5以上	2以下
その他 ^{※2}	4以上8.5未満	2以下	
	8.5以上	1以下	
N(無彩色)	4以上8.5未満	—	
<p>※1：他の法令等で使用する色彩が定められているもの、線材で構成されるなど壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。</p> <p>※2：色相「その他」に該当するもののうち、「N(無彩色)」は除く。</p>			
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁はできる限り自然素材を使用するか、緑化と併用するなどの工夫を行い、周辺環境と調和に配慮する。 ・敷地内で接道面等の視認性の高い場所では、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。 ・緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る。 		

■開発行為

景観形成基準(「道」の景観形成推進地区)

項目	景観形成基準		
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地内は、周囲のオープンスペースや樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。 ・事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。 ・区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 ・事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区毎にまとまりのある計画とする。 ・電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置したりするなどの工夫をする。 		
造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 ・擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。 		
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内で接道面等の視認性の高い場所では、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。 ・緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る。 		

(3)「駅」の景観形成推進地区

①届出対象行為

景観法第16条第1項関係

「水」の景観形成推進地区と同じです。(P122を参照)

②景観形成基準

景観法第8条第2項第2号関係

■建築物の新築等

景観形成基準(「駅」の景観形成推進地区)

項目	景観形成基準																																		
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、駅周辺のまとまりのある景観との調和に配慮した配置とする。 ・敷地内に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。 ・建築物に附帯する屋外の階段や設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に配置するように努める。 ・道路等の公共空間側にオープンスペースを設ける。 ・駅前広場に面する場合は、歩行者が快適に利用できるよう、駅前広場側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置となるよう配慮する。 ・ゴミ置場などは、駅前広場から見えにくい位置に配置するように努める。やむを得ず駅前広場から見える位置にある場合は、周囲から目立たない形態・意匠となるよう配慮する。 																																		
調布駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設を低層階に設ける場合は、前面にオープンテラス等を設けられる配置となるよう配慮する。 																																		
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺からの見え方に配慮し、周辺の建築物との調和を図る。 ・駅、駅前広場等からの見え方に配慮し、周辺建築物とのスカイラインの調和を図る。 																																		
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、駅周辺のまとまりのある景観、また周辺の建築物等との調和を図る。 ・屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。 ・建築物の低層階は、駅前広場に向かって開口部を大きくし、建築物内部の空間を望めるようにするなどにぎわいの創出に配慮する。 ・建築物の中高層階に用いる色彩に変化をつける場合は、低層階に用いる色彩より明度を高くし、通りに圧迫感を与えないように配慮する。 ・長大な壁面は分割、分節するなど、単調さや圧迫感を与えない工夫を行う。 ・地域特性を踏まえ、周辺景観に配慮した素材を活用する。特に光沢性のある素材や反射光の生じる素材は、周辺への影響に配慮し使用方法を工夫する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">外壁基本色^{※2}</th> <th>外壁強調色^{※3}</th> <th rowspan="2">屋根色 (勾配屋根)</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0R~4.9YR</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>4以下</td> <td rowspan="2">4以下</td> <td rowspan="8">屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する。</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.0YR~5.0Y</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>6以下</td> <td rowspan="2">6以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他^{※1}</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>2以下</td> <td rowspan="2">2以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：色相「その他」に該当するもののうち、「N(無彩色)」は除く。 ※2：外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択 ※3：外壁各面の1/5以下で使用可能</p> <p>〈色彩の留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁各面の見付面積[※]の5%以下で、かつ主に建築物の中低層部(1~3階)で用いる場合は、外壁強調色の基準に従うことなく、アクセントとなる色を用いることができる。 ・外壁面に屋外広告物、手すり、フレームサッシ等を設置している場合は、外壁面に含む。 ・屋根面(特に勾配屋根)に屋外設備等を設置した場合、屋根色に該当するものとする(屋根等に設置した太陽光パネル等を含む)。 				色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色 (勾配屋根)	明度	彩度	彩度	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	4以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する。	8.5以上	1.5以下	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	6以下	8.5以上	2以下	その他 ^{※1}	4以上8.5未満	2以下	2以下	8.5以上	1以下	N(無彩色)	4以上8.5未満	—	—
色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色 (勾配屋根)																															
	明度	彩度	彩度																																
0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	4以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する。																															
	8.5以上	1.5以下																																	
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	6以下																																
	8.5以上	2以下																																	
その他 ^{※1}	4以上8.5未満	2以下	2以下																																
	8.5以上	1以下																																	
N(無彩色)	4以上8.5未満	—	—																																
調布駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場に面する場所では、建築物単体のバランスだけでなく、周辺建築物との調和を図る。 																																		

項目	景観形成基準
公開空地・外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の街路樹や公園等の緑と連続させる。また、屋上緑化や壁面緑化を積極的に行う。 緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の街路樹や公園等の緑との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 中心市街地をはじめ鉄道駅周辺や主要道路沿道では、周辺の環境に応じた夜間照明を行う。一方、住宅地では建築物等を照らす過度な照明は控える。 隣接するオープンスペースとの連続性を確保し、オープンスペースは積極的に緑化に努める。 駐車場及び駐輪場を設ける場合は、植栽などによって遮蔽することで駅前広場から望めないよう配慮する。
調布駅周辺	・オープンスペースでは、中高木等の植栽に努める。
その他	・商業地などを除き、光の拡散するネオン、液晶パネル等の使用を控える。
調布駅周辺	・効果的な照明等により連続性や一体感、風格があり、回遊して楽しめる夜間景観を演出する。

※見付面積：建築物の各面を正面から見た時に見える面積（鉛直投影面積）。

■工作物の新設等

景観形成基準（「駅」の景観形成推進地区）

項目	景観形成基準																					
配置	<ul style="list-style-type: none"> 斜面等への設置を避ける。 周囲の建築物や街並みに配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないよう努める。 隣接する建築物等の壁面位置を考慮して設置する。 																					
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 圧迫感を与えないよう、長大な壁面の設置は避ける。 周囲の建築物との調和を図り、著しく突出した高さとならないよう努める。 																					
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周辺の景観との調和に配慮する。 建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。^{※1} <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0R~4.9YR</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.0YR~5.0Y</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他^{※2}</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：他の法令等で使用する色彩が定められているもの、線材で構成されるなど壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。 ※2：色相「その他」に該当するもののうち、「N（無彩色）」は除く。</p>	色相	明度	彩度	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	8.5以上	1.5以下	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	8.5以上	2以下	その他 ^{※2}	4以上8.5未満	2以下	8.5以上	1以下	N（無彩色）	4以上8.5未満	-
色相	明度	彩度																				
0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下																				
	8.5以上	1.5以下																				
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下																				
	8.5以上	2以下																				
その他 ^{※2}	4以上8.5未満	2以下																				
	8.5以上	1以下																				
N（無彩色）	4以上8.5未満	-																				
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内で接道面等の視認性の高い場所では、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。 緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る。 																					

■開発行為

景観形成基準（「駅」の景観形成推進地区）

項目	景観形成基準
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 事業地内は、周囲のオープンスペースや樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。 事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区毎にまとまりのある計画とする。 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置したりするなどの工夫をする。
造成等	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内で接道面等の視認性の高い場所では、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。 緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る。

(4)「農」の景観形成推進地区

①届出対象行為

景観法第16条第1項関係

「水」の景観形成推進地区と同じです。(P122を参照)

②景観形成基準

景観法第8条第2項第2号関係

■建築物の新築等

景観形成基準(「農」の景観形成推進地区)

項目	景観形成基準																																		
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、農地の広がりや周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・敷地内に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。 ・建築物に付帯する屋外の階段や設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に配置するように努める。 ・道路等の公共空間側にオープンスペースを設ける。 ・地形に起伏(高低差、斜面地など)がある場合は、これらを生かした配置とする。 																																		
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺からの見え方に配慮し、周囲の建築物との調和を図る。 ・農地の広がりのある景観や、周囲の樹木等との調和に配慮した高さとする。 																																		
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、農地の広がりや緑豊かな景観、また周辺の建築物等との調和を図る。 ・屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周辺からの見え方に配慮する。 ・建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。 ・地域特性を踏まえ、自然景観に配慮した素材を活用する。特に光沢性のある素材や反射光の生じる素材は、周辺への影響に配慮し使用方法を工夫する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">外壁基本色^{※2}</th> <th>外壁強調色^{※3}</th> <th rowspan="2">屋根色 (勾配屋根)</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0R~4.9YR</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>4以下</td> <td rowspan="2">4以下</td> <td rowspan="6">屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する。</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.0YR~5.0Y</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>6以下</td> <td rowspan="2">6以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他^{※1}</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>2以下</td> <td rowspan="2">2以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：色相「その他」に該当するもののうち、「N(無彩色)」は除く。 ※2：外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択 ※3：外壁各面の1/5以下で使用可能</p> <p>〈色彩の留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁各面の見付面積[※]の5%以下で、かつ主に建築物の中低層部(1~3階)で用いる場合は、外壁強調色の基準に従うことなく、アクセントとなる色を用いることができる。 ・外壁面に屋外広告物、手すり、フレームサッシ等を設置している場合は、外壁面に含む。 ・屋根面(特に勾配屋根)に屋外設備等を設置した場合、屋根色に該当するものとする(屋根等に設置した太陽光パネル等を含む)。 				色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色 (勾配屋根)	明度	彩度	彩度	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	4以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する。	8.5以上	1.5以下	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	6以下	8.5以上	2以下	その他 ^{※1}	4以上8.5未満	2以下	2以下	8.5以上	1以下	N(無彩色)	4以上8.5未満	—	—
色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色 (勾配屋根)																															
	明度	彩度	彩度																																
0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	4以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する。																															
	8.5以上	1.5以下																																	
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	6以下																																
	8.5以上	2以下																																	
その他 ^{※1}	4以上8.5未満	2以下	2以下																																
	8.5以上	1以下																																	
N(無彩色)	4以上8.5未満	—	—																																
公開空地・外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の農地や樹林等の緑と連続させる。また、屋上緑化や壁面緑化を積極的に行う。 ・緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の農地や樹林等の緑との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ・外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 ・住宅地では建築物等を照らす過度な照明は控える。また、農地に過度な明るさの照明は向けないよう配慮する。 ・隣接するオープンスペースとの連続性を確保し、オープンスペースは積極的に緑化に努める。 																																		

項目	景観形成基準
公開空地・外構・緑化等	・周辺に生産緑地地区や農地などが隣接している場合は、接道面などの視認性の高い場所では連続した緑となるよう配慮する。
その他	・光の拡散するネオン、液晶パネル等の使用を控える。

※見付面積：建築物の各面を正面から見た時に見える面積（鉛直投影面積）。

■工作物の新設等

景観形成基準(「農」の景観形成推進地区)

項目	景観形成基準																					
配置	・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並み、樹林や農地に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。																					
高さ・規模	・圧迫感を与えないよう、長大な壁面の設置は避ける。 ・周囲の建築物や樹木、広がりを感じられる農地等との調和に配慮した高さとする。																					
形態・意匠・色彩	<p>・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。^{※1}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0R~4.9YR</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.0YR~5.0Y</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他^{※2}</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：他の法令等で使用する色彩が定められているもの、線材で構成されるなど壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。 ※2：色相「その他」に該当するもののうち、「N（無彩色）」は除く。</p>	色相	明度	彩度	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	8.5以上	1.5以下	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	8.5以上	2以下	その他 ^{※2}	4以上8.5未満	2以下	8.5以上	1以下	N（無彩色）	4以上8.5未満	—
色相	明度	彩度																				
0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下																				
	8.5以上	1.5以下																				
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下																				
	8.5以上	2以下																				
その他 ^{※2}	4以上8.5未満	2以下																				
	8.5以上	1以下																				
N（無彩色）	4以上8.5未満	—																				
外構・緑化等	・擁壁はできる限り自然素材を使用するか、緑化と併用するなどの工夫を行い、周辺環境と調和に配慮する。 ・敷地内で接道面等の視認性の高い場所では、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。 ・緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る。																					

■開発行為

景観形成基準(「農」の景観形成推進地区)

項目	景観形成基準
土地利用	<p>・事業地内は、周囲の農地や樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。 ・事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。 ・農地に隣接する場合は、緑がつながるよう、オープンスペースを設けるよう計画する。 ・区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 ・事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区毎にまとまりのある計画とする。 ・電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置したりするなどの工夫をする。</p>
造成等	<p>・大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 ・擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。</p>
緑化等	<p>・敷地内で接道面等の視認性の高い場所では、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。 ・緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る。</p>

10-4. 一般地域

①届出対象行為

景観法第16条第1項関係

「水」の景観形成推進地区と同じです。（P122を参照）

②景観形成基準

景観法第8条第2項第2号関係

■建築物の新築等

景観形成基準

項目	景観形成基準																																		
配置	<ul style="list-style-type: none"> 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。 敷地内に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。 建築物に付帯する屋外の階段や設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に配置するように努める。 道路等の公共空間側にオープンスペースを設ける。 																																		
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 周辺からの見え方に配慮し、周囲の建築物との調和を図る。 																																		
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、周辺の建築物等との調和を図る。 屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周辺からの見え方に配慮する。 建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。 色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">外壁基本色^{※2}</th> <th>外壁強調色^{※3}</th> <th rowspan="2">屋根色 (勾配屋根)</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0R~4.9YR</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>4以下</td> <td rowspan="2">4以下</td> <td rowspan="6">屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する。</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.0YR~5.0Y</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>6以下</td> <td rowspan="2">6以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他^{※1}</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>2以下</td> <td rowspan="2">2以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：色相「その他」に該当するもののうち、「N(無彩色)」は除く。 ※2：外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択 ※3：外壁各面の1/5以下で使用可能</p> <p>〈色彩の留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁各面の見付面積[※]の5%以下で、かつ主に建築物の中低層部（1～3階）で用いる場合は、外壁強調色の基準に従うことなく、アクセントとなる色を用いることができる。 外壁面に屋外広告物、手すり、フレームサッシ等を設置している場合は、外壁面に含む。 屋根面（特に勾配屋根）に屋外設備等を設置した場合、屋根色に該当するものとする（屋根等に設置した太陽光パネル等を含む）。 				色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色 (勾配屋根)	明度	彩度	彩度	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	4以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する。	8.5以上	1.5以下	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	6以下	8.5以上	2以下	その他 ^{※1}	4以上8.5未満	2以下	2以下	8.5以上	1以下	N(無彩色)	4以上8.5未満	—	—
色相	外壁基本色 ^{※2}		外壁強調色 ^{※3}	屋根色 (勾配屋根)																															
	明度	彩度	彩度																																
0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	4以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する。																															
	8.5以上	1.5以下																																	
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	6以下																																
	8.5以上	2以下																																	
その他 ^{※1}	4以上8.5未満	2以下	2以下																																
	8.5以上	1以下																																	
N(無彩色)	4以上8.5未満	—	—																																
公開空地・外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上緑化や壁面緑化を積極的に行う。 緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 住宅地では建築物等を照らす過度な照明は控える。一方、中心市街地をはじめ鉄道駅周辺や主要道路沿道では、周辺の環境に応じた夜間照明を行う。 隣接するオープンスペースとの連続性を確保し、オープンスペースは積極的に緑化に努める。 																																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 商業地などを除き、光の拡散するネオン、液晶パネル等の使用を控える。 																																		

※見付面積：建築物の各面を正面から見た時に見える面積（鉛直投影面積）。

■工作物の新設等

景観形成基準

項目	景観形成基準																					
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。 																					
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感を与えないよう、長大な壁面の設置は避ける。 																					
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周辺の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。^{※1} <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0R～4.9YR</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.0YR～5.0Y</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他^{※2}</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>8.5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>4以上8.5未満</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：他の法令等で使用する色彩が定められているもの、線材で構成されるなど壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。 ※2：色相「その他」に該当するもののうち、「N（無彩色）」は除く。</p>	色相	明度	彩度	0R～4.9YR	4以上8.5未満	4以下	8.5以上	1.5以下	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満	6以下	8.5以上	2以下	その他 ^{※2}	4以上8.5未満	2以下	8.5以上	1以下	N（無彩色）	4以上8.5未満	－
色相	明度	彩度																				
0R～4.9YR	4以上8.5未満	4以下																				
	8.5以上	1.5以下																				
5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満	6以下																				
	8.5以上	2以下																				
その他 ^{※2}	4以上8.5未満	2以下																				
	8.5以上	1以下																				
N（無彩色）	4以上8.5未満	－																				
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内で接道面等の視認性の高い場所では、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。 ・緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る。 																					

■開発行為

景観形成基準

項目	景観形成基準
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地内は、周囲のオープンスペースや樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。 ・事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。 ・区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 ・事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区毎にまとまりのある計画とする。 ・電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置したりするなどの工夫をする。
造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 ・擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内で接道面等の視認性の高い場所では、できる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。 ・緑化に当たっては、在来種の使用など樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る。